

6 2 号事件

第1 審査会の結論

本件異議申立については、実施機関の部分開示の判断のうち、以下1、2については開示し、その余の点については非開示が妥当である。

1 新病院準備室長に関する下記文書の印影

- (1) 平成24年10月12日付けの報酬等支払調書（請求書兼受領書）
- (2) 平成24年10月12日付けの費用弁償支出調書（請求書兼受領書）

2 医療センター理事長に関する下記文書の印影

- (1) 見積指名通知書
- (2) 見積価格調書

第2 異議申立人の異議申立の要旨

異議申立人が開示を求める文書は、以下のとおりである。

- 1 プロポーザル業者選定委員の委嘱状、兼業許可書、委員報酬の調書、内訳、源泉徴収票のうち、所得税源泉徴収票は存在するはずであるのに存在しないというのは虚偽であるので、開示を求める。また、開示された所得税源泉徴収を示す「報酬料金契約金及び賞金の支払調書」は、法定調書ではない。
- 2 プロポーザル審査委員会設置の根拠条例の存否の開示を求めたところ、委員会設置の根拠条例が存在しないにもかかわらず、根拠条例が不存在と答えず、「桑名市総合医療センター新病院基本設計プロポーザル審査委員会要綱」を開示したのは、開示内容に答えていない。
- 3 開示文書のうち、部分開示の部分（＝スミ塗り部分）があるので、全部の開示を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

- 1 源泉徴収票が存在しないので、代わりに「報酬料金契約金及び賞金の支払調書」を交付した。
- 2 委員会設置条例の存否については、根拠条例は存在しないが、文書開示を求める趣旨を尊重して、不存在文書として非開示にせず、委員会設置の分かる「桑名市総合医療センター新病院基本設計プロポーザル審査委員会要綱」を開示した。
- 3 部分開示とした文書のうち、審査委員の住所と印影は、桑名市情報公開条例第6条第2号及び第4号に該当し、新病院準備室長の印影は、同条例第6条第2号及び第4

号に該当し、桑名市総合医療センターの公印及び株式会社日本設計の会社印は、同条例第6条第3号に該当するので非開示とした。

1	桑名市総合医療センター理事長
2	桑名市総合医療センター副理事長
3	三重県土木部次長
4	三重大学医学部附属病院院長
5	小牧市民病院院長
6	桑名市都市整備部理事
7	三重大学名誉教授

- (2) 上記7名の審査委員のうち、桑名市総合医療センター理事長と桑名市総合医療センター副理事長は、地方独立行政法人桑名市総合医療センターの役員であり、仕事として委員会に出席しているため、報酬等の支払いはしていない。なお、「桑名市総合医療センター新病院基本設計プロポーザル審査委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する要綱」によれば、役職員が委員を兼ねるときは、報酬を支給しないとなっている。三重県土木部次長は、三重県職員であり、同委員より、報酬の取得辞退の表明があったため、実費である交通費のみを支払った。桑名市都市整備部理事は、桑名市の理事であるため、桑名市の公務として委員会に出席しているため報酬等の支払いはしていない。従って、報酬等の支払いをしているのは、三重大学医学部附属病院院長、小牧市民病院院長、三重大学名誉教授の3審査委員である。
- (3) 実施機関は上記3名の審査委員に対する報酬の支払いの法定調書とし「報酬料金契約金及び賞金の支払調書」によることを選択して支払った。給与支払の法定調書であれば、「所得税の源泉徴収票」が存在することになるが、給与という取り扱いをしなかったため、法定調書として存在するのは、「報酬料金契約金及び賞金の支払調書」であり、「所得税の源泉徴収票」は存在しないという点は首肯できる。
- (4) 「報酬料金契約金及び賞金の支払調書」を見れば、会議1回に委員報酬として30,000円が支払われ、3,000円が源泉徴収されていることがわかる。
- 30,000円の報酬額については、「桑名市総合医療センター新病院基本設計プロポーザル審査委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する要綱」により報酬額は、日額30,000円と定められており、報酬額の支払いについて違法なところはない。

2 争点2について

- (1) 地方独立行政法人 桑名市総合医療センター（以下単に医療センターという）は、桑

名市を設立団体として、緊急医療及び高度医療をはじめとした安全で良質な医療を提供するとともに、住民の健康及び増進を寄与することを目的として設立された地方独立行政法人である（医療センター定款第1条、第3条）。

- (2) 医療センターは、設立団体は桑名市であるが、一般地方独立行政法人であり、桑名市の一部局ではないから、法人の運営や業務の実施については、条例により決めることができず、法人の役員及び理事会での決定によることになる。医療センターとしては、新病院の設計に関して、公平性、透明性を高めるため、「桑名市総合医療センター新病院基本設計プロポーザル審査委員会要綱」を作成し、この要綱に基づき審査委員を選任し運営をした。

上記のようなことから、根拠条例は存在しないが、実施機関は、異議申立人の文書開示を求める趣旨を尊重して、文書不存在して非開示にせず、委員会設置の趣旨のわかる「桑名市総合医療センター新病院基本設計プロポーザル審査委員会要綱」を開示したのであり妥当な判断であると認めることができる。

3 争点3について

- (1) 部分開示をした文書のうち、非開示（スミ塗り）になっている部分は下記のとおり分類できる。

①三重大学医学部附属病院院長、小牧市民病院院長、三重大学名誉教授に関する下記の点

- i 平成24年分「報酬料金契約金及び賞金の支払調書」の住所（居所）又は所在地
- ii 平成24年10月12日付けの報酬等支払調書（請求書兼受領書）の住所及び請求印影、受領印影
- iii 平成24年10月12日付けの費用弁償支出調書（請求書兼受領書）の請求印影、受領印影

② 平成24年10月12日付けの三重県土木部次長の費用弁償支出調書（請求書兼受領書）の請求印影、受領印影

③ 平成24年8月10日付け三重大学名誉教授の理事の承認についての印影

④ 見積書の株式会社日本設計の会社代表者印の印影

⑤ 新病院準備室長に関する下記文書の印影

- i 平成24年10月12日付けの報酬等支払調書（請求書兼受領書）
- ii 平成24年10月12日付けの費用弁償支出調書（請求書兼受領書）

⑥ 医療センター理事長に関する下記文書の印影

- i 見積指名通知書
- ii 見積価格調書

- (2) ①～③の文書の非開示（スミ塗り）部分について

①の文書内で非開示となっている個人の住所は、特定の個人を識別できる情報であり、審査委員がどこに居住しているかということは、プライバシーに係わる情報であ

るから、条例第6条第2号に該当する。

①～③の文書内にある審査委員の印影は、個人の印影であり、その印影は実印であるか、銀行印であるか、契印であるか定かでないが、いずれの印影にしても、自己の印影を第三者がみだりに知ることを好まず、印影が知れば、その印影が偽造される可能性あることを考えると、個人の印影を開示することは、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第6条第2号に該当する。

- (3) ④の会社代表者印については、法人の印影を公にした場合に正当な利益を害するおそれがあるかどうかである。本件文書に押印された印影は、登録された法人印であり、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、これにふさわしい形状のものであって、当該法人において、むやみに公にしていけないものと認められる。これらが公にされた場合には、印影が偽造され悪用されることも考えられると、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあると認められるので、条例第6条第3号に該当する。
- (4) ⑤の新病院準備室長に係わる印影は、室長が新病院の準備室長として記名し押印をしているものである。仮に印影が個人として使用するものであっても、この情報は、その職務の遂行に係わる情報であり、条例第6条第2号エの除外事由に該当するので、開示すべきである。
- (5) ⑥の医療センター理事長に関する印影は、公印であり、この情報は、その職務の遂行に係わる情報である。独立地方行政法人は、条例第第6条第3号の適用外法人であるので、医療センターの公印は開示すべきである。
- (6) 尚、異議申立人は、印影が全て消してあれば、本当に押印がしてあるか否か不明であると述べるので付言する。確かに、押印すべてについてスミ塗りをすれば、押印の真偽が分からなくなる。職務遂行に係わらない印影については、偽造などができない程度に印影をスミ塗りし、一部を残す方法を採用することを今後検討されたい。

したがって、職務遂行に係わる印影は開示すべきであり、その余の印影、個人の住所は非開示とすべきである。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年12月25日	・不服申立諮問書受理
12月26日	・実施機関に対し公文書開示理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
平成27年1月6日	・実施機関から公文書開示理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
1月8日	・異議申立人に対し公文書非開示理由説明書の送付、意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
1月16日	・異議申立人から公文書開示決定に対する意見書及び審査会会議出席申請書を受理
1月16日	・書面審理 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審査 (第1回審査)
1月19日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁護士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学准教授
委 員	福 井 悦 子	弁護士
委 員	田 口 勤	弁護士
委 員 (※)	富 田 仁	大学教授

※1月16日の審査会は欠席